

事業報告書

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人広進会 常岡歯科診療所
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市油屋町2番18号
- (3) 設立認可年月日 昭和53年12月20日
- (4) 設立登記年月日 昭和54年1月5日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人広進会 常岡歯科診療所	長崎県長崎市油屋町2番18号	—

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）
該当なし
- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）
該当なし
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
- 令和3年 5月20日 令和2年度収支決算承認
- 令和3年 5月20日 理事及び監事の選任

法人名 医療法人広進会 常岡歯科診療所

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市油屋町2番18号

貸借対照表
(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	86,503	I 流動負債	1,426
II 固定資産	24,084	II 固定負債	48,089
1 有形固定資産	22,428	負債合計	49,515
2 無形固定資産	253	純資産の部	
3 その他の資産	1,402	I 資本金	15,077
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	45,994
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	61,072
資産合計	110,588	負債・純資産合計	110,588

法人名 医療法人広進会 常岡歯科診療所
所在地 長崎県長崎市油屋町2番18号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和4年3月31日現在)

1. 資 産 額 110,588 千円
2. 負 債 額 49,515 千円
3. 純 資 産 額 61,072 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	86,503
B 固 定 資 産	24,084
C 資 産 合 計 (A + B)	110,588
D 負 債 合 計	49,515
E 純 資 産 (C - D)	61,072

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人広進会 常岡歯科診療所
理事長 常岡 正廣 殿

私は、医療法人広進会 常岡歯科診療所の令和2会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を開覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年 5月24日
医療法人広進会 常岡歯科診療所

監事 堀江 憲二